

倶知安町持続化支援金交付要綱

令和2年8月31日

倶知安町要綱第69号

改正 令和3年9月14日要綱第71号

改正 令和3年12月1日要綱第84号

改正 令和3年12月10日要綱第89号

改正 令和4年3月23日要綱第20号

改正 令和4年3月24日要綱第25号

改正 令和4年6月15日要綱第49号

(目的及び区分)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に伴う影響により、売上げの減少が認められる町内の事業者に対し、町独自の支援金を交付することについて、倶知安町補助金等交付規則（平成14年倶知安町規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 持続化支援金の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 持続化支援金A(以下「支援金A」とする。)

(2) 持続化支援金B(以下「支援金B」とする。)

(3) 持続化支援金C(以下「支援金C」とする。)

(4) 持続化支援金D(以下「支援金D」とする。)

(交付対象者)

第2条 この支援金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 支援金Aの場合にあつては、令和3年8月から令和3年10月までの期間で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、前年又は前々年同月比で売上高が30%以上50%未満減少している月があり、かつ、その月が緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程に基づき国が支給する月次支援金の給付要件を満たさないこと。

イ 支援金Bの場合にあつては、令和3年11月から令和4年1月までの期間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年又は前々年同月比で売上高が30%以上減少している月があること。

ウ 支援金Cの場合にあつては、令和4年2月から令和4年5月までの期間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年、令和2年又は令和元年同月比で売上高が30%以上減少している月があること。

エ 支援金Dの場合にあつては、令和4年6月から令和4年9月までの期間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年、令和2年又は令和元年同月比

で売上高が30%以上減少している月があること。

- (2) 本町に本店を置いている法人又は本町に住民登録がある個人事業主で、本支援金受給後も事業を継続する意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付の対象としない。

- (1) 宗教上の組織又は団体
- (2) 政治団体
- (3) 生活保護を受給している個人事業主
- (4) 第5条の規定に基づく交付申請を同区分で2回以上する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が判断する者
(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 支援金A 1事業者につき10万円
- (2) 支援金B 1事業者につき5万円
- (3) 支援金C 1事業者につき5万円
- (4) 支援金D 1事業者につき5万円
(申請期限)

第4条 支援金の申請期限は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 支援金A 令和4年1月31日
- (2) 支援金B 令和4年3月15日
- (3) 支援金C 令和4年7月31日
- (4) 支援金D 令和4年11月30日
(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類（以下「申請書」という。）
 - ア 支援金A 倶知安町持続化支援金交付申請書及び誓約書（支援金区分：A）
(別記様式第1号)
 - イ 支援金B 倶知安町持続化支援金交付申請書及び誓約書（支援金区分：B）
(別記様式第2号)
 - ウ 支援金C 倶知安町持続化支援金交付申請書及び誓約書（支援金区分：C）
(別記様式第3号)
 - エ 支援金D 倶知安町持続化支援金交付申請書及び誓約書（支援金区分：D）
(別記様式第4号)

- (2) 対象とする月の売上げが確認できる書類の写し（現年分については売上台帳等、

過年分については税務署に提出したことが確認できる確定申告書類等)

(3) 振込先口座の写し

(4) 本人確認書類の写し（交付対象者が個人事業主の場合に限る）

(5) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定及び額の確定）

第6条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、要件に適合していると認められたときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に倶知安町持続化支援金交付決定及び額の確定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

（不交付の決定）

第7条 町長は、申請書を受理し、その内容を審査した結果、要件に適合していないと認められたときは、支援金不交付の決定を行い、申請者に倶知安町持続化支援金不交付決定(別記様式第6号)により通知するものとする。

（支援金の交付）

第8条 町長は、第6条に規定する交付決定及び額の確定を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金の返還等）

第9条 町長は、第6条の規定により支援金の交付決定及び額の確定を受けた者又は第8条の規定により支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、支援金の交付の取消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付申請に際し、虚偽の事実や不正行為があったとき。

(2) 申請要件に該当しない状況となったとき。

(3) この要綱又は町長の指示に違反したとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各要綱の規定による様式とみなす
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日より施行する。